

佐嘉郡 郡陞所 聖驛臺所 奇臺所
 昔者樟樹一株生於此村幹枝秀高葉繁茂
 朝日之影蔽於樹杪澗澗山暮日之影蔽於
 草橫山也日本武尊迎幸之時伊賀樟茂葉
 勅此國可謂榮國曰榮後改号佐嘉郡一
 云郡西有川名曰佐嘉川手兵有之其源出郡
 比山南流入海山川有荒神來之人生半筑
 半於茲縣立等祖大荒田古同乎時有五岳
 大山田小狭山田小二女子云取下田村之
 作人取馬取祭祀此神必有應和荒田伊隨
 其母祭此神云歎此祭遂應和之於茲大荒田
 云外婦山是實賢女故以賢女欲為國名曰
 賢女郡今謂佐嘉郡也又以此川上有石神名

『肥前風土記』佐嘉郡の条 (猪熊本)

が設けられた。この郷里制は天平十一年(七三九)末
 頃まで続き、その後は里が廃され郷のみとなった。
 『肥前風土記』によれば、肥前の国は、郡一一、郷
 七〇、里百八七からなっていた。郡は基肄・養父・三
 根・神埼・佐嘉・小城・松浦・杵島・藤津・彼杵・高
 来の一一郡であつて、彼杵と高来の二郡と松浦郡の約
 半分が長崎県で、他は佐賀県に属している。
 当時の豪族を地方別にみると、米多国造(三養基郡
 上峰村、神埼郡三田川町地方)、基肄国造(三養基郡東
 部)、火国造(杵島郡地方)、佐嘉県主(佐賀市郡)、嶺
 県主(三養郡西南部)などがいた。また『肥前風土記』
 によると、部民として海部の直鳥が神埼郡の筑後川沿
 岸におつた漁民の集団とみられる。神埼郡北部を近世

まで土師郷といひ、佐賀郡諸富町にも土師という地名があり、これは土師部がいたところとみられる。
 『日本霊異記』には、佐嘉郡の大領正七位佐賀公兒公が宝龜七年(七七六)安居会を設けたことを載せている。
 児公は『肥前風土記』の佐賀郡の条にみえる佐嘉県主の祖大荒田の子孫で、郡司制の実施とともに、県主家は本
 郡司も歴任することになった。

当時の郡制は戸数を基準にして、大・上・中・下・小の五等級に分かれた。佐嘉郡は下郡で、郡の政務を担当
 する大領が一人いた。郡の下部組織には里が置かれた。里は五十戸をもつて一里とし、里ごとに長一人を任命し
 て、戸口を調べ、農桑の課税、非違の禁察、賦役の割り当てをつかさどつた。

二 佐賀郡と小津郷

佐賀郡の地名起源として知られているのは『肥前風土記』にみえる二つの伝承である。

むかし、樟樹一株、この村に生いたりき。幹枝秀高く、莖葉繁茂りて、朝日の影には、杵島郡の蒲川山を蔽
 い、暮日の影は、養父郡の草横山を蔽いき、日本武尊、巡り幸しし時、樟の茂り栄えたるを覽まして、勅り
 たまいしく、「此の国は榮の国と謂うべし」とのりたまいき。因りて榮郡といいき。後に改めて佐嘉郡と号
 く。

一ひとえらく、郡の西に川あり。名を佐嘉川という。年魚あり、その源は郡の北の山より出で、南に流れ
 て海に入る。此の川上に荒神ありて、往來の人、半を生かし、半を殺しき。ここに県主等の祖大荒田占問い
 き。時に土蜘蛛、大山田女・狭山田女というものあり、二の女子の云いしく、「下田村の土を取りて、人形・
 馬形を作りて、此の神を祭祀らば、必ず応和きらむ」といいき。大荒田、すなわちその辞の隨に、此の神を
 祭るに、神此の祭を散けて遂に応和きき。ここに大荒田いしく「この婦は、如是にまことに賢女なり。故に



佐賀付近条里図 (米倉二郎『九州の条里』による)

とあり、また同文書の文保二年(一二三
 一八)二月十日、河上宮免田坪々領主
 交名注文案に、
 小津東郷
 与賀里九坪丁 十四坪丁
 卅三坪丁 卅五坪丁
 由比里十一坪丁
 件坪々 高木六郎
 とあつて、小津郷の中に与賀里が含ま
 れている。この与賀里は佐賀市与賀町
 を含む一帯を指すと思われるが、この
 与賀里が後年与賀郷となり、今日、東
 与賀町の与賀も、その発祥のはじめは、
 この与賀里からとみられる。これらの
 文書には条里の里名や坪名がみられる

賢女をもって、国の名とせんと欲う」といいき、因りて賢女郡といひき、今、佐嘉郡と謂うは訛れるなり。
 このほか佐賀の地名説はいくつかあるが、いずれも確証のあるものではない。次に「佐賀」と「佐嘉」の文字
 であるが、古くは「佐嘉」の字が多く用いられたようである。今日のように「佐賀」の文字に統一されたのは明
 治二年(一八六九)のことである。

佐賀郡の区域については、古代の佐賀郡も現在の佐賀市と佐賀郡とほぼ同一地域で、北は脊振山地を含み、南
 は有明海に達し、佐賀平野の中心部をなしていた。佐賀郡の政務を執った郡家の所在地ははっきりしてないが、
 国府のあった佐賀郡大和町付近だろうと推定され、現在考古学的な発掘がすすめられている。
 佐賀郡は次の六郷からなっていた。

城崎郷 (佐賀郡大和町城崎付近)

巨勢郷 (佐賀市巨勢町付近)

小津郷 (佐賀市本庄町付近)

山田郷 (佐賀郡大和町山田付近)

深溝郷 (佐賀市高木瀬町付近)

防所郷 (不明)

東与賀町は小津郷の中に入っていたようである。

『河上神社文書』の建久七年(一一九六)二月、僧賢秀田地寄進状案に

小津郷伍町

与賀里玖坪 拾肆坪町 式拾叁坪丁 参拾五坪町

由比里拾壹坪町

が、当時、すでに班田収授が佐賀平野部に実施されたことがわかる。

条里制の耕地形状は、長さ三十間、幅十二間を単位として、これを段と呼び、十段を一町とした。一町は方六十間で、一町ごとに溝や畦畔で囲み、田地は方眼状に整理された。田地の大単位として方六町を里と呼んだ。一里の中には、三十六町が含まれ、この一里内の田地に一町ごとに地番を付したのが坪名であって、一の坪から三十六の坪におよんでいた。

佐賀平野では、各郡の東北隅を一の坪として、西へ二の坪、三の坪と数えて、六の坪まで進み、六坪の南を七の坪とし、東へ八の坪、九の坪と折り返しを繰り返して、東南隅の三十六坪で終わっている。また、各郡の東端から西へ向かって、六町ごとに一条、二条と数え、山麓から南に向かって、六町ごとに一里、二里と数えた。この条と里による地番呼称に基づいた田制を条里制と呼んだのである。

条里制が施行されたとき、今日の東与賀町の北端は有明海に面する干潟で、また耕地化が進んでいなかったとみられる。

川副町南里は条里施行当時、その南限の里ではなかったかとみられる。米倉二郎氏は『佐賀県農地改革史』上巻で左のように記している。

班田制の施行は近畿地方では、平安時代初期までで、その後はほとんど行われなくなったが、肥前では恐らく元慶年間（八七七〜八八五）まで実施したものと考えられる。

『延喜式』によれば、肥前の正税二十万束、公廩二十万束である。前者は町別穫稻五〇〇束につき二二束、後者は穫稻の五分の一であるから両者合わせて総收穫五〇四万五〇〇束、これを今量に換算すれば、一一万二五〇〇石、これが平

安時代における肥前国一国の標準生産量とすることができる。住民一人の食糧年一石平均とすれば、約一〇万人の人口を養うにたりる。現在の佐賀県に属する五〇郷の人口を推定すれば、約七万人という数を得ることができよう。

班田制は土地公有主義の原則にたち豪族の兼併を抑え、一般人民に最低生活を維持するに足る土地を均給した。その手続きの繁雑なること人口の増加、豪族勢力の温存、官僚の腐敗は遂にこの制を崩壊に導いたけれど、約三〇〇年に亘って実施されたその歴史的意義は過小評価することはできない。

佐賀平野の溝渠縦横に配列された美田は、この間に整理された条里のたまものであり、住民の土地に対する觀念の中にも土地公有の理想は永く伏流として潜在し来り、後来の農地改革を容易ならしめる要因に当たっているのではないかと思われる。

三 律令体制の崩壊と農民の生活

律令制のもとにおける農民は、班給された口分田を耕作して、租・庸・調などの税を納入することが義務化されていた。口分田は男女ともに六歳になると班給され、六年目ごとに収授が行われる立前になっていた。しかし、このような中央集権的律令政治も、中央の方では「咲く花の匂うが如く」のたとえのように、奈良の都では栄えたが、中央と地方、貴族と農民の間には、大きな断層を生み、班田農民や下層社会の人々は苦しい生活が強いられた。